

# 減災対策協議会の取り組みについて

令和4年5月23日

京都府建設交通部

# 京都府減災対策協議会設立の経過について

## ◇背景

- 平成27年9月に発生した関東・東北豪雨を受け、社会の意識を「施設には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと変革を促し、社会全体で常に洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築することが必要であると答申。
- 平成28年8月、相次いで発生した台風により、北海道、東北地方では県管理河川で氾濫被害が発生、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。
- 国土交通省においては、この答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築の取組を、全国の国管理河川において進めており、平成28年夏より都道府県が管理する河川にもこの取組を拡大し進めていた。
- 今回の中小河川等における被害の状況に鑑みると、ただちに水防災意識社会再構築の取組を加速し、都道府県が管理する中小河川においても本格展開すべきであり、平成29年出水期までに一部でも効果を出すよう努力すべき。

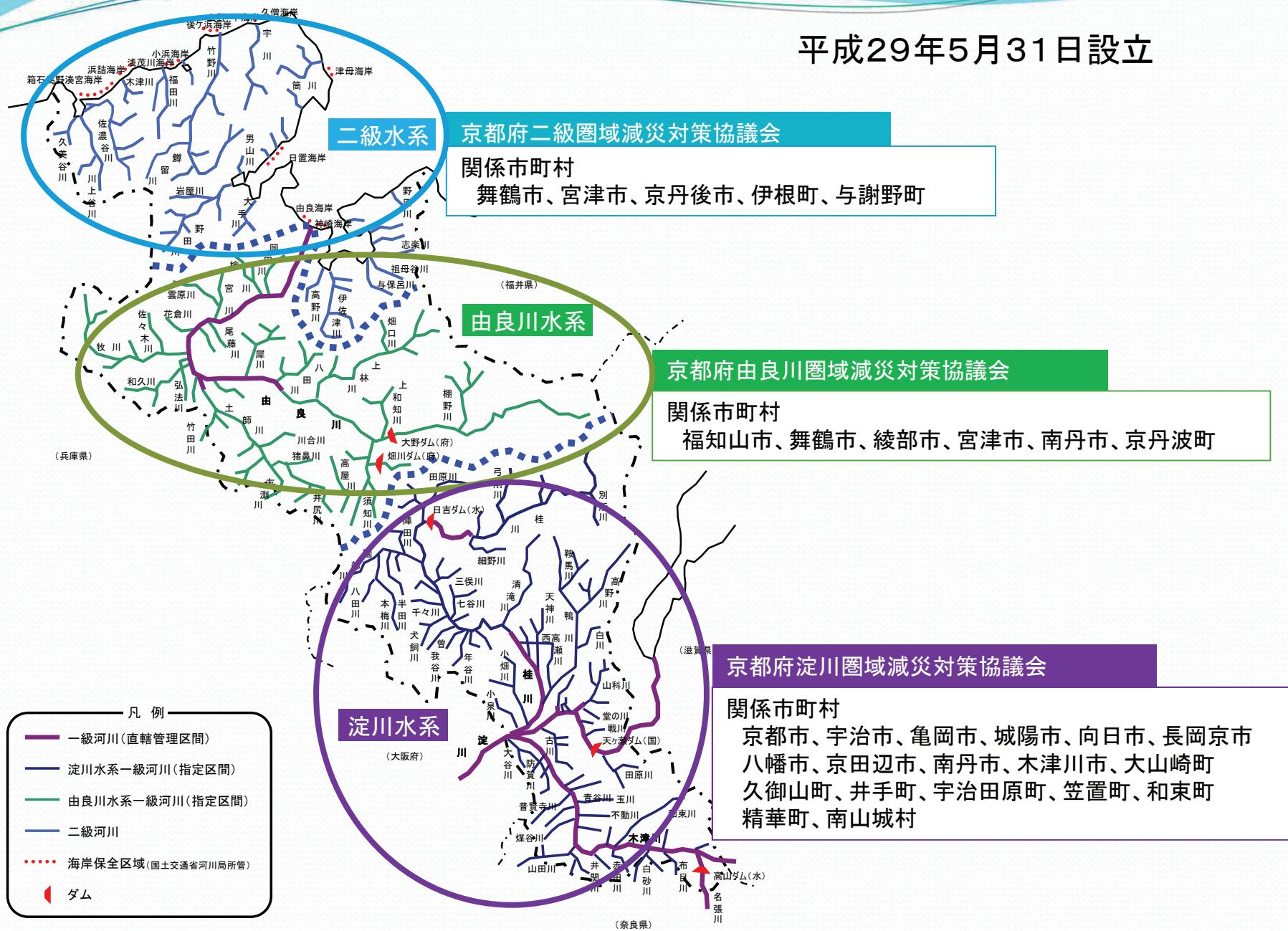
中小河川等における水意識社会の再構築のあり方について(平成29年1月)の概要

## ◇目的

平成29年の水防法一部改正に伴い、法第15条の10に基づき、減災対策協議会を設立し、堤防の決壊、越水等に伴う大規模な浸水被害や土石流、急傾斜地の崩壊等の土砂災害に備え、国、府、市町村等が連携して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進することにより、施設では防ぎきれない大洪水等は必ず発生することを前提として、社会全体でこれらに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

# 京都府減災対策協議会

平成29年5月31日設立



# 減災のための目標(案)について

## ◇ 達成すべき目標(案)

河川の氾濫、土砂災害に備え、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことにより、社会全体で常に洪水や土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築し「水害・土砂災害に強い京都府」を目指す。

## ◇ ハード対策の取組

「堤防整備、河道掘削」「総合的な治水対策」「土砂災害防止対策」は選択と集中により着実に実施。

## ◇ ソフト対策の取組(目標達成に向けた3本柱)

### ○ 災害リスク情報の整備及び伝達の取組

- ・ 洪水浸水想定区域図作成、土砂災害警戒区域等の指定
- ・ 雨量、水位計等のリアルタイム情報及び洪水予報、土砂災害警戒情報等の適時的確な発信

### ○ 効果的な水防活動、円滑な住民避難の取組

- ・ 重要水防箇所の点検、見直し、水防団等の連携強化
- ・ ホットラインの整備、タイムラインの策定、明確な避難判断基準の策定

### ○ 住民の防災意識向上の取組

- ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援
- ・ 自主防災組織等の連携強化、防災学習会、パネル展等の開催

# 京都府減災対策協議会の実施事項について

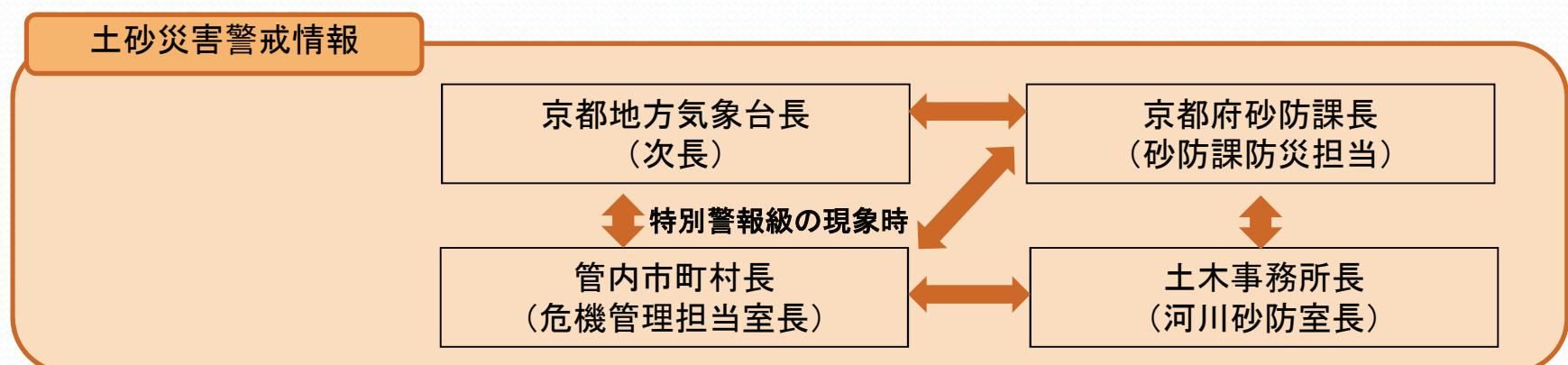
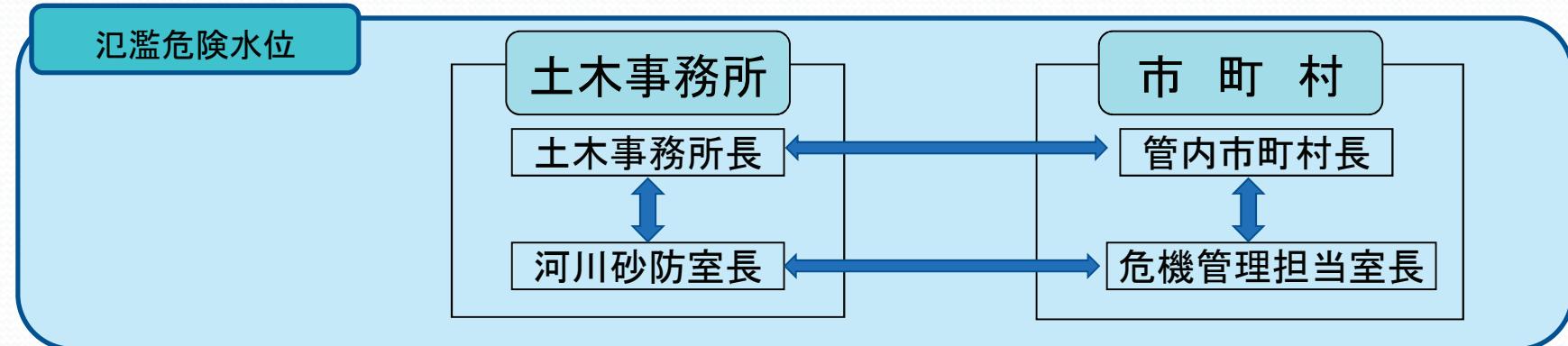
## ◇実施項目

- 洪水や土砂災害による**災害リスク情報**を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取り組み状況等について共有する。
- 的確な**水防活動の強化**等に関する地域の取り組み方針を共有する。
- 毎年、協議会を開催するなどして、**実施状況のフォローアップ**を行う。
- その他、大規模氾濫や土砂災害に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

# 避難指示の発令に着目した水害、土砂災害 に関するホットラインの構築

## ■ホットラインの構築（京都地方気象台、京都府、関係市町村）

◇氾濫危険水位到達や土砂災害警戒情報発表など避難指示発令の契機となる情報について、ホットラインによる情報共有を図る。



平成29年台風18, 21号接近時、平成30年7月豪雨時など  
において、ホットラインを活用 ※R4年度版構築済